

災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定書

高知県（以下「甲」という。）と株式会社セブン-イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）とは、地震発生時等（以下「災害時」という。）により交通が途絶したため、帰宅するのが困難な者のうち、徒歩で帰宅する者（以下「徒歩帰宅者」という。）を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

（前提）

第1条 乙は、直営店方式又はフランチャイズ方式による、コンビニエンスストアセブン-イレブン店（以下、「セブン-イレブン店」という。）を展開しており、乙のビジネススキームがフランチャイズ方式であり、セブン-イレブン店は、乙と別途独立した経営主体であることを、甲が十分に理解したうえで、甲及び乙は、以下のとおりこの協定書をもって災害時における徒歩帰宅者支援について合意するものとする。

（目的）

第2条 この協定は、災害時に交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等が徒歩で帰宅する際の支援を行なうため、必要な事項を定めるものとする。

（支援ステーションとしての参加）

第3条 乙は、甲の市町村内の乙の直営店及びセブン-イレブン店（以下、併せて「店舗」という。）が自らの業務に支障のない範囲において徒歩帰宅支援ステーション（以下「支援ステーション」という。）として参加するよう促すものとする。

（支援の内容）

第4条 甲は、支援ステーションとしての参加に賛同した店舗（以下、「協力店舗」という。）に対し、災害時に次の各号について、乙を通じて協力を要請することができるものとする。

- (1) 店舗において、徒歩帰宅者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。
- (2) 店舗において、徒歩帰宅者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報を提供すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

（支援の実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、徒歩帰宅者に対し、協力店舗へ支援の実施を促すものとする。ただし、甲が、乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において協力店舗に支援を実施させることができるものとする。

(支援ステーション・ステッカーの掲出)

第6条 乙は、支援ステーションについて、広く住民へ協力店舗の取組みの周知を図り、防災に対する意識啓発のため、甲が提供する「支援ステーション・ステッカー」を掲出するよう協力店舗へ促すものとする。

2 甲は、協力店舗へ掲出中の「支援ステーション・ステッカー」の劣化を鑑みて、年1回2月1日までに乙に次年度の必要数を確認し、提供するものとする。

(経費の負担)

第7条 第4条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

2 第6条の「支援ステーション・ステッカー」を作成する費用は、甲が負担するものとする。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(適用)

第9条 この協定の効力は、協定書締結日から1年間とし甲乙いずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、さらに1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者署名の上、各1通を保有する。

平成28年11月4日

甲 高知市丸ノ内一丁目2番20号
高知県
高知県知事

乙 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン・イレブン・ジャパン
代表取締役社長